

公益財団法人青森県市町村振興協会災害見舞金交付規程

〔平成24年2月24日〕
規程第30号

（趣旨）

第1条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した市町村に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害見舞金を交付する。

（対象市町村）

第2条 災害見舞金は、次のいずれかに該当する市町村に交付する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村
- (2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町村

（災害見舞金の額）

第3条 災害見舞金の額は、次の各号に掲げる災害の規模及び態様に応じた金額とする。

- (1) 住家減失世帯数が、災害救助法適用基準以上2倍未満の場合は100万円
- (2) 住家減失世帯数が、災害救助法適用基準の2倍以上の場合は200万円
- (3) 住家減失世帯数が、災害救助法適用基準の3倍以上の場合は300万円
- (4) 住家減失世帯数が、災害救助法適用基準の4倍以上の場合は400万円
- (5) 住家減失世帯数が、災害救助法適用基準の5倍以上の場合は500万円
- (6) 災害の実情により理事長が特に認めた場合は50万円

（災害見舞金の交付）

第4条 理事長は、市町村への災害見舞金の交付を決定した場合には、災害見舞金交付通知書（別記様式）により、当該市町村に対し通知の上、速やかに交付するものとする。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人青森県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人青森県市町村振興協会災害見舞金交付規程（平成23年4月21日規程第2号）は廃止する。

別記様式（第4条関係）

青 振 協 第 号
平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

公益財団法人青森県市町村振興協会
理事長 印

見舞金交付通知書

平成 年〇〇災害にかかる災害見舞金として本協会災害見舞金交付規程により下記のとおり交付します。

- 1 交 付 額 _____ 円
- 2 交付年月日 平成 年 月 日
- 3 送 金 先 _____ 銀行 _____ 支店
口座種類及び番号 _____
口座名義 _____